

売買契約書（案）

みやま市（以下「甲」という。）を売主とし、_____（以下「乙」という。）を買主とし、物件の売買について次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買）

第2条 甲は、次条に掲げる物品（以下「物品」という。）を乙に売り渡す。

（物品の数量等）

第3条 物品の名称、数量、売買代金、契約保証金は次のとおりとする。

- （1） 名 称 _____
- （2） 数 量 _____
- （3） 売買代金 金 _____ 円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円 _____）
- （4） 契約保証金 金 _____ 円

（引渡期限等）

第4条 売買物品の引渡は、次の期限及び場所にて、第3条に定める代金の支払いを甲が確認した後に、納付時の現況有姿で行う。

- （1）引渡期限 令和7年11月25日 午後5時まで
- （2）引渡場所 福岡県みやま市瀬高町小川2062 みやま市消防本部（屋外訓練場）

2 前項の引渡にかかる費用及び手続等は、すべて乙の責任で行うこと。

（売買代金の納入方法及び時期）

第5条 乙は、この契約を締結後、第3条に定める代金を令和7年11月4日午後2時30分までに、甲の指定する方法により納めなければならない。

（契約不適合責任）

第6条 乙は、この契約締結後に第4条第1項により引渡された売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであっても、これを理由として履行の追完請求、代金減額請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができないものとする。

（契約の解除）

第7条 甲は、乙がこの契約に違反したときは、契約を解除することができる。

（協議）

第8条 この契約に定めるもののほか、疑義を生じたとき、又は必要な事項については、甲乙協議の上決定する。

この契約書の成立を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 福岡県みやま市瀬高町小川5番地
みやま市長 松 嶋 盛 人

乙